1 ジュニアNISAの仕組み

POINT

①ジュニアNISA用の口座である未成年者口座は、0歳から17歳まで（その年の1月1日時点で18歳未満またはその年に出生した者）の居住者等が開設することができます。
②未成年者口座は、2016年から2023年までの間、開設できます。
③未成年者口座の投資利用限度額（非課税枠）は、一人年間80万円です。
④未成年者口座で投資した上場株式等の売却益に対する税金（税率20.315%）は非課税となり、売却損はなかったものとされます。
⑤未成年者口座で投資した上場株式等の配当等に対する税金（税率20.315%）は、5年間非課税になります。
⑥原則として18歳になる年までは、未成年者口座およびジュニアNISA用に開設される課税未成年者口座から払出すことはできません。
⑦未成年者口座および課税未成年者口座は、一金融機関のみに開設することができます。

ジュニアNISAでの投資イメージ

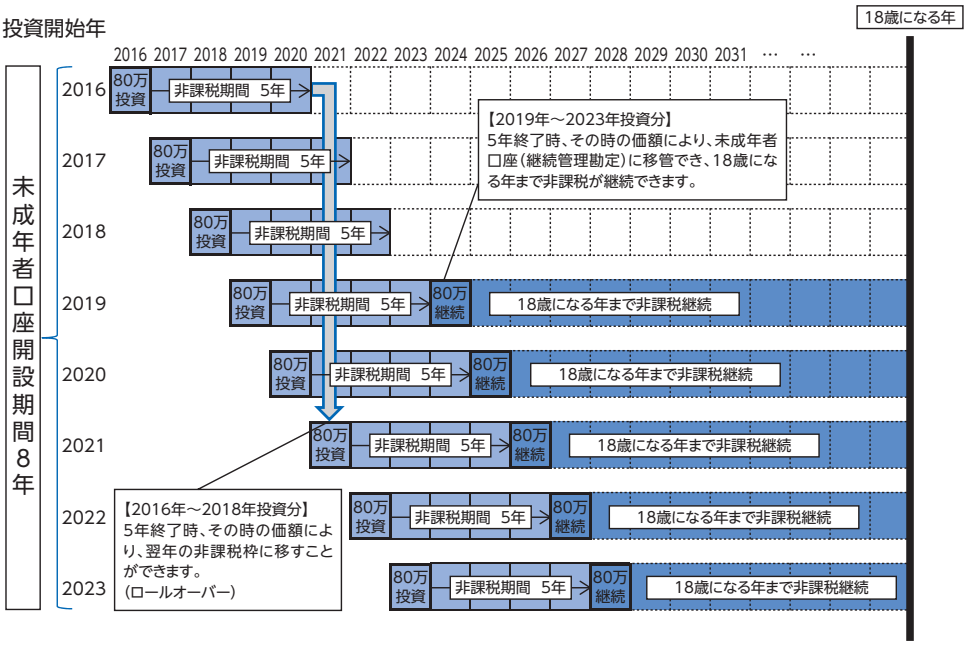

1 ジュニアNISAの概要

ジュニアNISAとは、NISAと同様の税制優遇措置で、未成年者を対象として、未成年者口座における毎年80万円までの上場株式等への投資に対する売却益および配当等に対する税金(税率20.315%)を非課税とする制度です。

2 未成年者口座の開設

未成年者口座は、0歳から17歳まで(開設の年の1月1日において18歳未満またはその年中に出生した者)の居住者等が開設できます。未成年者口座は、2016年から2023年までの間に開設することができます。

なお、複数の金融機関で開設することができず、口座を廃止しなければ金融機関の変更はできません。

3 未成年者口座の内容

①投資利用限度額(非課税枠)

未成年者口座では、一人年間80万円(委託手数料は含まれません)まで上場株式等に投資することができます。年間投資額が80万円に満たなかった場合でも、未使用分の翌年への繰越しはできません。また、年の途中で商品を売却した後、途中売却分の非課税枠を再利用して投資することはできません。

②非課税管理勘定

未成年者口座で上場株式等に投資することができるのは2016年から2023年までとされており、非課税期間は投資した年の1月1日から5年間です。非課税期間内の売却であれば、未成年者口座で投資した上場株式等の売却益に対する税金はかかりません。また、未成年者口座で投資した上場株式等の配当等に対する税金は、その上場株式等に投資した年の1月1日から5年間、非課税となります。5年間の非課税期間が終了したときに売却していない上場株式等は、翌年の未成年者口座の非課税枠を活用して保有継続が可能です。なお、非課税期間終了時に当該非課税管理勘定における上場株式等の時価が80万円を超えている場合でも、それらすべてについて新たに設定される非課税管理勘定または継続管理勘定に移管することができます。

③継続管理勘定

2024年以降は新たに未成年者口座を開設することはできませんが、未成年者口座で投資していた上場株式等について、2024年以降に5年間の非課税期間が終了したときに売却していないものについては、2024年から2028年までの間、未成年者口座に設定される継続管理勘定に移管することができます。継続管理勘定では、その年の1月1日において18歳である年の前年12月31日まで非課税で保有継続が可能です。

4 課税未成年者口座の内容

課税未成年者口座とは、未成年者口座と同時に開設される口座です。未成年者口座で投資した上場株式等の配当等および売却代金については、18歳まで払出すことができないため、課税未成年者口座に受入れることになります。課税未成年者口座内で上場株式等に投資することも可能ですが、投資した上場株式等の配当等や売却益には、税金がかかります。

※2024年1月1日以後は払出し制限は解除されます P.170。

5 払出しの制限

未成年者口座および課税未成年者口座からの払出しについては、居住者等がその年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則としてできません（※）。払出しを行う場合は、未成年者口座において過去に非課税とされた配当等や売却益、払出し時の含み益に対して課税され、未成年者口座は廃止されることになります。ただし、災害等のやむを得ない場合に限り、非課税での払出しが可能です。

※2024年1月1日以後は払出し制限は解除されます P.170。

コラム column

2024年からの新・NISA制度
2023年度税制改正　NISA制度の抜本的拡充・恒久化

1 改正の趣旨

2023年度税制改正において、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備するとの観点から、制度の抜本的拡充・恒久化が行われました。

※2024年1月から開始が予定されていたいわゆる2階建てNISAへの移行は見送られることとなりました。

2 改正の内容

2024年1月から始まる新・NISAは、つみたてNISAの機能を引き継ぐ「つみたて投資枠」と一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠」の2つで構成されます。つみたてNISAと一般NISAは年ごとの選択性でしたが、新・NISAでは、つみたて投資枠と成長投資枠の両方を同一年に併用することが可能となります。

①改正後におけるNISA制度の概要

項目	一般NISA	新・NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
対象者	18歳以上の居住者等	18歳以上の居住者等	18歳以上の居住者等	18歳未満の居住者等
非課税年間投資上限額	120万円	つみたて投資枠　120万円 成長投資枠　240万円	40万円	80万円
口座開設期間	2014年から2023年 2024年以降は新・NISAへ移行	制限なし （恒久化）	2018年から2023年	2016年から2023年 （2023年で終了）
非課税期間	投資した年から最長5年間	制限なし （無期限化）	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間
投資対象	上場株式・上場新株予約権付社債・公募株式投資信託、ETF、REITなど	つみたて投資枠 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁の基準を満たした投資信託に限定） 成長投資枠 上場株式・上場新株予約権付社債・公募株式投資信託、ETF、REITなど （一定のものを除く）	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁の基準を満たした投資信託に限定）	上場株式・上場新株予約権付社債・公募株式投資信託、ETF、REITなど

コラム column

②新・NISAについて

	新・NISA	
	つみたて投資枠　（併用可）	成長投資枠
対象年齢	18歳以上の居住者等	
口座開設期間	制限なし （恒久的な制度）	
非課税保有期間	制限なし （無期限）	
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有限度額	1,800万円	
		うち成長投資枠 1,200万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・上場新株予約権付社債・公募株式投資信託、ETF、REITなど ※一定のものを除く
買付方法	定時・定額の積立投資	制限なし

(イ)非課税口座の開設

・既に現行のNISA口座（一般NISA・つみたてNISA）を開設している場合には、NISA口座を開設している証券会社などに、新・NISA口座が自動的に開設されるため、特段の手続きは不要です。

・現行のNISA口座を開設していない場合には、NISAを利用するために口座開設の手続きが必要です。

・取り扱いの有無や手続きの詳細は証券会社に問い合わせください。

・ジュニアNISA口座を開設している場合には、18歳の1月1日時点で、ジュニアNISA口座を開設している証券会社などに新・NISA口座が自動的に開設されるため、特段の手続きは不要です。

(ロ)年間投資枠

・現行のつみたてNISAの役割を引き継ぎ、長期・積立・分散投資に利用できる「つみたて投資枠」と一般NISAの役割を引き継ぎ、上場株式への投資にも利用できる「成長投資枠」の2つの枠から構成されております。

「つみたて投資枠」で投資可能な金額は年間120万円、「成長投資枠」で投資可能な金額は年間240万円となっております。これらの金額は上場株式や株式投資信託等の買付代金をもとに算定します。（手数料等は含みません。）なお2つの枠を併用することで年間360万円まで投資を行うことが可能です。

コラム column

・年間投資枠は、一人120万円(つみたて投資枠)、240万円(成長投資枠)とされており、ある年に一度利用した年間投資枠をその年に再び利用することはできません。

(ハ)非課税保有限度額

・新NISA制度では、年間投資枠のほかにNISA口座全体で保有する商品の金額(非課税保有額)に上限が設定されており、これを非課税保有限度額といいます。

・非課税保有限度額は一人1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)です。

・NISA口座では、年間投資枠の範囲内であっても、この非課税保有限度額を超えて投資することはできません。なお、非課税保有額は、NISA口座で保有する商品を売却することで減少します。

・減少した分は、翌年以降、年間投資枠の範囲内で新たな投資に利用することが可能となっており、ライフイベントに対応しやすい制度となっています。

(参考)非課税保有限度額を踏まえたNISA口座の利用例

(例)
ある年の非課税保有額が、1,800万円(うち成長投資枠が、1,200万円)であった。
その年につみたて投資枠の商品を全て(600万円分)売却した。

○その年中、NISA口座で新たな投資はできない。
○売却によって、翌年の非課税保有額が1,200万円(うち成長投資枠が1,200万円)となり、つみたて投資枠に600万円分の空きができる。
○翌年以降、非課税保有額が1,800万円に達するまで、つみたて投資枠の年間投資枠(120万円)の範囲で、新たな投資ができる。

日本証券業協会　2024年以降のNISAに関するQ&Aより

③現行のNISAについて

(イ)非課税保有期間が終了した場合

・現行の一般NISA口座・つみたてNISA口座・ジュニアNISA口座で保有する上場株式等は、それぞれの非課税保有期間が終了した時点で、特定口座や一般口座などの課税口座に払い出されます。
一般NISA・ジュニアNISAから新・NISAへ移管(ロールオーバー)することはできません。

※払い出し時の取り扱いについて P.160

(ロ)非課税保有期間内の場合

・2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の枠外で現行制度における非課税措置が継続されます。

コラム column

(参考)一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAの非課税保有期間

	2023年中に投資した分の非課税保有期間
一般NISA	2027年12月末まで
つみたてNISA	2042年12月末まで
ジュニアNISA	2027年12月末あるいは口座開設者が18歳で1月1日を迎える前年末のいずれか遅い方

④ジュニアNISAについて

・ジュニアNISAの新規の口座開設は、2023年12月末をもって終了します。

・2024年から2028年までの間で、かつ1月1日で17歳以下である場合には、特段の手続きをすることなく、ジュニアNISA口座内の非課税管理勘定の上場株式等は非課税保有期間終了時に継続管理勘定特定口座に移管され、18歳で1月1日を迎える前年末まで非課税で保有することができます。

・現行のジュニアNISAでは、災害等のやむをえない場合を除き、18歳になるまで未成年者口座及び課税未成年者口座からの払い出しはできませんでしたが、2024年以降は保有している株式・投資信託等の全部について、年齢にかかわらず、災害等やむをえない事由によらない場合でも非課税での払い出しが可能となりました。

※払い出し時の取り扱いについて P.160